

新旧対照表

改 正 後 (R 7 年度)	現 行 (R 6 年度)																																								
高知県種子島周辺漁業対策事業費補助金交付要綱	高知県種子島周辺漁業対策事業費補助金交付要綱																																								
第 1 条～第 4 条 【省略】	第 1 条～第 4 条 【省略】																																								
第 5 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （１）補助事業の実施に当たっては、別表第 <u>4</u> に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者又は契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。 （２）～（９） 【省略】	第 5 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （１）補助事業の実施に当たっては、別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者又は契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。 （２）～（９） 【省略】																																								
第 6 条 【省略】	第 6 条 【省略】																																								
第 7 条 知事は、第 4 条第 3 項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第 <u>4</u> に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。	第 7 条 知事は、第 4 条第 3 項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。																																								
第 8 条～第 11 条 【省略】	第 8 条～第 11 条 【省略】																																								
第 12 条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反し、又は別表第 <u>4</u> に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。	第 12 条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反し、又は別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。																																								
第 13 条～第 16 条 【省略】	第 13 条～第 16 条 【省略】																																								
附則 【省略】 附則 <u>この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>	附則 【省略】																																								
別表第 1（第 3 条関係）	別表第 1（第 3 条関係）																																								
<table><tr><th>事業 区分</th><th>事業種目</th><th>補助対象経費</th><th>補助率</th></tr><tr><td>1 共同利用施設 設置事業</td><td colspan="3">【省略】</td></tr><tr><td>2 漁場・増養殖場 造成改良事業</td><td colspan="3">【省略】</td></tr><tr><td>3 増養殖・漁場管 理施設設置事業</td><td colspan="3">【省略】</td></tr><tr><td>4 水産業近代化 施設設置事業</td><td colspan="3">【省略】</td></tr></table>	事業 区分	事業種目	補助対象経費	補助率	1 共同利用施設 設置事業	【省略】			2 漁場・増養殖場 造成改良事業	【省略】			3 増養殖・漁場管 理施設設置事業	【省略】			4 水産業近代化 施設設置事業	【省略】			<table><tr><th>事業 区分</th><th>事業種目</th><th>補助対象経費</th><th>補助率</th></tr><tr><td>1 共同利用施設 設置事業</td><td colspan="3">【省略】</td></tr><tr><td>2 漁場・増養殖場 造成改良事業</td><td colspan="3">【省略】</td></tr><tr><td>3 増養殖・漁場管 理施設設置事業</td><td colspan="3">【省略】</td></tr><tr><td>4 水産業近代化 施設設置事業</td><td colspan="3">【省略】</td></tr></table>	事業 区分	事業種目	補助対象経費	補助率	1 共同利用施設 設置事業	【省略】			2 漁場・増養殖場 造成改良事業	【省略】			3 増養殖・漁場管 理施設設置事業	【省略】			4 水産業近代化 施設設置事業	【省略】		
事業 区分	事業種目	補助対象経費	補助率																																						
1 共同利用施設 設置事業	【省略】																																								
2 漁場・増養殖場 造成改良事業	【省略】																																								
3 増養殖・漁場管 理施設設置事業	【省略】																																								
4 水産業近代化 施設設置事業	【省略】																																								
事業 区分	事業種目	補助対象経費	補助率																																						
1 共同利用施設 設置事業	【省略】																																								
2 漁場・増養殖場 造成改良事業	【省略】																																								
3 増養殖・漁場管 理施設設置事業	【省略】																																								
4 水産業近代化 施設設置事業	【省略】																																								

新旧対照表

5 漁村環境改善施設設置事業		【省略】	
6 その他の事業	資源及び漁場の調査事業	【省略】	同 上 <u>（ただし、操業効率化促進支援事業の補助対象経費は、別表第3に定める上限額以内とする。）</u>
	操業効率化促進支援事業		
	実践的な実験事業		
	普及啓発事業		
	研修会の開催事業		
1 から 5 までに定めるもののほか、知事が特に必要があると認める事業		【省略】	

別表第 2（第 3 条関係） 【省略】

※改正前の別表第 3 は別表第 4 に移動

別表第 3（第 3 条関係）

<u>(a) 動力漁船トン数</u>	<u>5 トン未満</u>	<u>5 ～10 トン</u>	<u>10 ～20 トン</u>	<u>20 トン以上</u>
<u>補助対象経費の上限額 (万円)</u>	<u>20</u>	<u>45</u>	<u>165</u>	<u>395</u>

<u>(b) 漁業種類</u>	<u>沿岸マグロ 延縄</u>	<u>近海マグロ 延縄</u>	<u>沿岸カツオ 一本釣</u>	<u>近海カツオ 一本釣</u>
<u>補助対象経費の上限額 (万円)</u>	<u>65</u>	<u>190</u>	<u>160</u>	<u>455</u>

※該当する (a) 及び (b) の上限額のうち、金額が高い上限額を適用する

別表第 4（第 5 条、第 7 条、第12条関係）
1 ～10 【省略】

別記
第 1 号様式～第10号様式 【省略】

5 漁村環境改善施設設置事業		【省略】	
6 その他の事業	資源及び漁場の調査事業	【省略】	同 上
	操業効率化促進支援事業		
	実践的な実験事業		
	普及啓発事業		
	研修会の開催事業		
1 から 5 までに定めるもののほか、知事が特に必要があると認める事業		【省略】	

別表第 2（第 3 条関係） 【省略】

別表第 3（第 5 条、第 7 条、第 12 条関係）
1 ～10 【省略】

別記
第 1 号様式～第 10 号様式 【省略】